

高知大学における研究インテグリティに係る基本方針

令和6年3月29日
学 長 裁 定

高知大学（以下「本学」という。）は、これまで「高知大学における研究者の行動規範」や「高知大学における研究活動に関する取組指針」に基づき研究の健全性・公正性を担保し、研究活動を推進し本学の社会的責任を全うしてきた。しかし、近年の研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、各研究機関において、そのようなリスクの軽減により、国際的に信頼性のある研究環境を構築し、国際協力及び国際交流を進めていくことが求められている。

このことを踏まえ、研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究者等（本学に所属し研究活動を行う全ての者をいう。以下同じ。）及び本学における研究の健全性・公正性（以下「研究インテグリティ」という。）の自律的な確保を行い、研究活動を推進していくため、研究インテグリティに係る基本方針を次のとおり定める。

1. 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくため、本学及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な申告（当該情報が更新された場合における報告又は申告を含む。）を行う。
2. 本学は、研究者等及び本学の研究インテグリティを確保するための体制を構築し、必要な情報の収集及び分析を行うとともに、適切なリスクマネジメントを行う。その際、本学の利益相反マネジメント体制及び安全保障輸出管理体制等と連携をとるものとする。また、軍事・防衛を所管する国内外の機関等との研究の取扱いについては「『軍事的安全保障研究』への応募等に関する基本方針」によるものとする。
3. 研究資金配分機関等から研究インテグリティの確保に係る要請等が行われた際は、研究者等と関係する職員等が協力し、関係法令及び学内諸規則等を遵守し、適切に対応するものとする。